

## ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議第1回会合(議事要旨)

令和3年7月26日(月)15時半～17時半

オンライン形式 (外務省南庁舎6階666号共用国際会議室)

### 1. 開会挨拶

(赤堀毅 外務省総合外交政策局審議官(大使))

- 企業活動のグローバル化が進む中、企業活動における人権の尊重が益々注目されており、企業、そして政府においても「ビジネスと人権」に関する取組が広がりつつある。一部欧米諸国では、企業に対し人権尊重の取組やその報告を義務付ける動きがあり、人権侵害によって生産された製品の取引に制限を導入する国もあり、日本企業も、こうした意識の高まりに無関心ではいられず、同時に、グローバルな活動を行うに際して課される義務や取引上のリスクを踏まえる必要がある。
- こうした中でこそ、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則(以下、「指導原則」という。)」において示された人権デュー・ディリジェンスの導入などの取組が重要。こうした取組により、各企業は、人権を尊重し、責任ある企業行動をとっていると説明できることにつながり、企業の国際競争力向上、SDGsの達成にもつながる。
- 昨年10月、「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)(以下、「行動計画」という。)を策定。行動計画の策定を機に、「ビジネスと人権」の観点からの関係府省庁の協力と一貫性のある取組が進んできている。一方、国内では「ビジネスと人権」に対する認識を一層広く浸透させる必要があると考えられることから、関係府省庁が協力し、行動計画を着実に実施し、また周知活動を行うことが重要。
- 「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」(以下、「円卓会議」という。)を通じ、ステークホルダーとの信頼関係に基づく対話を継続し、行動計画の実施と企業による人権デュー・ディリジェンスの導入促進に役立てたい。

### 2. 議事

#### (1)「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」の進め方

- 外務省より、配付資料3及び4に基づき、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁連絡会議」を設置し、行動計画の推進や実施状況の確認を行う旨説明した。行動計画第4章に記載あるとおり、円卓会議を開催し、関係府省庁、有識者、各界からの関係者との継続的な対話を行いたい旨、また、今後、円卓会議の下、作業部会を立ち上げ、より具体的・実務的な議論を行う旨説明した。
- 今後のスケジュールとして、今年度内に第2回円卓会議を開催することを考えており、具体的な形式等は今後詰めていきたい旨説明した。また、作業部会を円卓

会議の前に開催することを念頭にしている旨説明した。

## (2)「ビジネスと人権」に関する行動計画策定後の関係府省庁の取組について

外務省及び関係府省庁等より、配布資料5及び6に基づき、行動計画策定後の関係府省庁における具体的な取組について説明した。

(富山未来仁 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- 国内では、「ビジネスと人権」に対する認識が必ずしも広く浸透していないため、企業活動における人権尊重の考え方の普及や周知活動を重視。行動計画でも行うべきとされている。
- 外務省では、ウェブサイト「ビジネスと人権」に関するポータルサイトを設置。在外公館などに行動計画を配布。
- 国際会議や国内関連セミナー等における行動計画に関する発信のほか、昨年11月に開催された国連ビジネスと人権フォーラムハイレベル政府パネルでは、宇都外務副大臣より行動計画策定について報告。本年7月、国連ハイレベル政治フォーラムにおける、我が国のSDGsの進捗に関する自発的国家レビューで、行動計画の成立背景、内容を報告。昨年12月には、本日御出席の濱本構成員の御参加を得て、タイ政府とともに、在タイ日系企業向けに共同セミナーを行った。
- 「ビジネスと人権」に関する取組事例集を取りまとめているところ。この事例集は、経団連SDGs本部及び中小企業家同友会全国協議会からの推薦企業に対してヒアリングを実施し、指導原則に沿うよう整理し、個々の企業の取組をまとめたもの。

(山口由衣 外務省経済局経済協力開発機構室首席事務官)

- OECD多国籍企業行動指針の前回改訂から10年を迎え、現状評価を実施中。現在、OECD事務局が作成した報告書案に対するパブリック・コンサルテーション (<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/public-consultation-stocktaking-study-on-the-oecd-guidelines-for-multinational-enterprises.htm>)が開始され、行動計画に記載があるNCPについても取り上げられている。

(尾原知明 内閣府大臣官房企画調整課長)

- (「行動計画第2章行動計画 2. 分野別行動計画(1)横断的事項 イ. 子どもの権利の保護・促進」に関して)本年6月、青少年インターネット環境整備法に基づく第5次青少年インターネット環境整備基本計画を決定し、関連施策を着実に推進。
- (「行動計画第2章行動計画 2. 分野別行動計画(1)横断的事項 オ. 法の下での平等(障害者、女性、性的指向・性自認等)」に関して)事業者の合理的配慮への

義務化を内容とする障害者差別解消法の一部改正が、本年の通常国会で成立。今後、施行に向けた体制整備及びポータルサイト構築といった啓発強化を実施。

- (「行動計画第2章行動計画 2. 分野別行動計画(2)人権を保護する国家の義務に関する取組 ア. 公共調達」に関して)、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向け、えるぼし認定やくるみん認定等を取得した企業に加点評価する取組を推進。

(中村彰宏 警察庁長官官房参事官(国際・総合調整担当))

- (行動計画第2章2(1)イに関して)子どもに対する暴力撲滅行動計画及び子どもの性被害防止プランに基づき、児童の性的搾取の撲滅に取り組む。
- (「行動計画第2章行動計画 2. 分野別行動計画(1)横断的事項 カ. 外国人材の受入れ・共生」に関して)日本の外国人コミュニティに対し、犯罪組織の浸透及び在留外国人の社会的孤立防止のため、外国人向け防犯教室等の施策を推進。
- (行動計画第2章2(2)アに関して)公共事業等からの暴力団の排除に引き続き取り組んでいる。
- (「行動計画第2章行動計画2. 分野別行動計画(4)救済へのアクセスに関する取組」に関して)警察官への人権研修を実施。

(松下敬司 金融庁総合政策局総務課統括管理官)

- 本年6月、外国人顧客の金融サービスの利便性向上に向けて、金融機関による円滑な口座開設や多言語対応の充実等の取組をより一層推進すべく、取組の好事例を金融庁HPで公表。

(小島宗一郎 消費者庁参事官)

- (「行動計画第2章行動計画 2. 分野別行動計画(1)横断的事項 エ. 消費者の権利・役割」に関して)エシカル消費の普及に向けて、特設サイトを開設。広報動画や学校向け教材を作成。
- 消費者志向経営の優良事例を表彰。有識者会議で表彰基準の明確化等を検討。
- 来年の成年年齢の引き下げに向けて、消費者教育キャンペーンを実施。
- (行動計画第2章2(4)に関して)公益通報者保護改正法の施行が予定されており、相談ダイヤルを拡充し、一元的窓口としての運用を開始。

(阿向泰二郎 総務省大臣官房総務課参事官)

- 所管する各情報通信事業者に対して行動計画の周知啓発を実施。
- 本年の通常国会では、プロバイダ責任制限法の一部を改正し、より円滑に被害者救済を図るべく、インターネット上の誹謗中傷について、発信者情報の開示に

関わる裁判手続を創設。

(神吉康二 法務省大臣官房国際課付)

- 昨年(令和2年度)12月、内閣府政府広報室との共催で、人権に配慮した企業行動を促すためのオンラインシンポジウムを開催。
- 「ビジネスと人権」に関する企業用研修教材を作成し、法務省HPに公表。
- 全国の法務局では、企業等の求めに応じて人権擁護委員や法務局職員を派遣して人権研修を実施。啓発動画、啓発冊子を作成し、配布。
- 「ビジネスと人権」の取組を一層促進するため、「Myじんけん宣言」プロジェクトを実施する。特設サイト上に企業等における人権を尊重する行動についての宣言を掲載する。
- 7月29日、「ビジネスと人権」に関するシンポジウムを開催予定。

(佐藤浩一 財務省大臣官房総合政策課政策推進室長)

- JBIC(国際協力銀行)における開発金融分野において、「環境社会配慮確認のためのJBICガイドライン」を策定、事業実施主体者による人権尊重も含む適切な環境社会配慮を確認するため、当該ガイドラインに基づく確認を実施。
- 当該ガイドラインの遵守を確保するため、JBIC において異議申立の手続を設けているほか、審査結果が公開されている。

(本田光広 農林水産省輸出・国際局国際戦略グループ長(参事官))

- 農水省のHP上に「ビジネスと人権」の特設ページを開設。220の農林水産団体に対して周知を実施し、さらに周知を行うよう依頼している。
- OECDとFAOが作成した「責任ある農業サプライチェーンのためのガイダンス」の日本語訳を作成し、農水省HP上に掲載した。

(門寛子 経済産業省通商政策局通商戦略室長(併)国際経済課ビジネス・人権政策調整室長)

- 7月1日に、省内に「ビジネス・人権政策調整室」及び「ビジネス・人権政策統括調整官」を設置。
- 経産省HPに、「ビジネスと人権」のサイトを開設。JETROも特設サイトを開設。8月5日にJETROでは、企業向けセミナーを開催予定。また、秋以降に中小企業等向けセミナーを地方で開催予定。
- 2月に繊維産業におけるサステナビリティに関する検討会を設置し、7月12日に報告書を発表。環境に配慮した製品設計や、人権の観点を含めた労働環境整備のガイドライン策定等を提言。

- 行動計画策定後の日本企業の取組状況の実態を把握すべく調査を準備。外務省等関係省庁とも連携し取り組む。

(佐藤奈美 国土交通省総合政策局国際政策課国際交通戦略官)

- 建設業界団体、観光団体を中心に計183団体に対し行動計画の周知を実施。
- (行動計画第2章2(1)イに関して)昨年10月の行動計画の策定以降、児童買春の防止のため、旅行者に対して計30回の立入を実施。いずれも児童買春関連の摘発は認められなかったものの、各種指導を行っている。
- (行動計画第2章2(2)アに関して)公共事業において、長時間労働の是正や週休二日を含む労働条件の確保に努めている。

(尼子直輝 環境省地球環境局国際連携課長補佐)

- 2000年代初頭から環境報告ガイドラインを整備。近年では、環境デュー・ディリジェンスに関する検討会を設置。OECDガイダンスを参考に、昨年「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門」を公表し、普及セミナーを実施。本年3月には、事例集を取りまとめ、海外の動向等を環境省HPに掲載している。

(鈴木信丈 防衛装備庁調達企画課長)

- 防衛装備関連業界3団体に対して、行動計画を周知し、それぞれの会員企業に対しても周知するよう依頼。
- 公共調達分野においては、障害者優先調達の促進や、公共事業等からの暴力団の排除についても引き続き取り組んでいく。

(村上尚久 文部科学省大臣官房国際課教育改革調整官)

- 各地方自治体の教育委員会の人権教育担当者への説明会等の機会を活用し、行動計画の周知を実施していく予定。

(平嶋壮州 厚生労働省大臣官房国際課国際企画・戦略官)

- 昨年秋の行動計画の策定以降、関連セミナー等を実施し、行動計画の周知活動を実施。ILOへの拠出を通じて、児童労働の撤廃を推進。
- 本年の通常国会においては、強制労働の廃止に関するILO第105号条約の批准に向けた議員立法が6月に成立。今後、条約の批准に向けた手続を、外務省を中心として関係省庁で連携し、取り進めていく。

(小林洋輔 (独)国際協力機構(JICA)ガバナンス・平和構築部法・司法チーム参事役)

- 2019年頃から児童労働の問題に着目。以後、ガーナでの調査に着手したほか、「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を立ち上げ啓発活動を実施。行動計画の策定以降は、こうしたプラットフォームや法務省と連携した法整備支援関係のセミナー等を通じて、行動計画の周知にも注力。
- JICA全体の今年度の計画では、行動計画を念頭に「ビジネスと人権」に関する具体的な取組を進める旨掲出しており、その一環として、22か国の途上国での脆弱な労働者の保護に係る情報収集確認調査等を実施中。2022年3月までに報告書を取りまとめ、その後は、これを土台として、幅広いステークホルダーと今後の取組にかかる検討・実行を進めていきたい考え。

### (3)ステークホルダーからの発言及び関係府省庁による質疑応答

関係府省庁の説明を受け、円卓会議構成員より、議事(1)及び(2)に関して意見が寄せられた。その後、外務省及び関係府省庁から意見を述べた。

(相原康伸 日本労働組合総連合会事務局長)

- ILO第105号条約の早期の批准手続を強く期待。雇用・職業における差別待遇を規定する第111号条約は、人権保障に関わるベースラインである。オリンピック憲章では更に一歩進み、性自認・性的指向に基づく差別の禁止を規定。このような基準が国益に関わる課題として社会で広く認識されることを期待。
- 外国人技能実習生を含め外国人労働者といった、新型コロナウイルス感染症拡大の中で脆弱な立場に置かれた人々について顕在化した課題について特に留意が必要。米国の人身取引報告書においても批判されており、一層留意すべき。
- グローバル・サプライチェーンに関しては、日本と関わりの深いアジア諸国における人権や労働組合権等に対して懸念を有する。単に現地政府が対処する国内問題として片付けるのではなく、ODAを通じて、現地政府が人権や労働組合権、民主主義等についてどのような状況にあるのか検討した上で、支援すべき。
- これまで人権をめぐる国際場裡においては、特定の国家間ないし国家内のグループ間での対立があると考えられているが、今般の世界的感染症の拡大を踏まえて、それに留まらず、有事における民主主義の変化や、権威主義国家数の増加が見られる。「ビジネスと人権」や健全な雇用に関わる社会開発を通じて、我が国が取りうる行動や基準に基づいた態度を取るため、社会対話が重要である。

(荒井勝 NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長/Federated Hermes EOS上級顧問)

- 欧州を中心に、ソーシャル・タクソノミー(何がサステナブルに当たるかの分類と定義)の議論が進んでいる。欧州のサステナブル・ファイナンス・ディスクロージャ

一規則(SFDR)等を通じ、ESG・責任投資市場に大きなインパクトを与えている。

- 米国では、労働者の権利強化を目的とした労働者の組織化とエンパワーメントに関するホワイトハウス・タスクフォースを立ち上げる。人種差別を撤廃し、人種的な公平性を促進するための動きも見られる。
- カナダは、昨年に行われたカナダ事業法人法に基づき、企業に、性別以外の多様性についての情報開示を法的に義務付ける最初の国となった。多様性として、女性、先住民、障がい者、人種が含まれる。
- オーストラリアでは2018年の現代奴隷法において、営業収入が1億豪ドル以上の事業体(投資家を含む)に人権リスクの報告義務を課している。
- 日本の課題として、①「ビジネスと人権」の観点から、未批准のILO第111号条約の検討が必要。②東京オリンピック・パラリンピック大会では、様々な人権認識の低さが露呈した。③日本企業の進んだ労働への取組などを、海外にアピールしていくことも重要。健康経営、健康保険や安全性の取組、中国やタイの洪水への対応の速さ等を発信できると思う。

(有馬利男 (一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事)

- 円卓会議を開催し、議論を進めていく取組を強く支持。行動計画を効果的に実行する仕組みを構築して頂きたい。まずは、重要課題を特定し、その目標を設定し、PDCAサイクルに乗せた取組の具体化を推進すべき。
- 人権デュー・ディリジェンスのガイドラインの策定を推進して頂きたい。
- 行動計画のフォローアップとして、行動計画の策定過程で指摘された課題に対する取組を継続して頂きたい。行動計画に関する作業部会では、共通要請事項が二回提出されている。また、行動計画の策定時に実施したパブリック・コメントや、その他個別の指摘があったと承知。
- 今後の行動計画のフォローアップ推進のための体制整備として、円卓会議一本でいいのか、テーマ別の分科会のようなものが必要かも含め検討頂きたい。
- SDGs、ESGも全てベースに人権があると考え。人権をベースにしたSDGs、ESG、企業行動を視野に入れて円卓会議の議論を進めて頂きたい。どのような人権が守られる社会にしていくのか、議論して頂きたい。

(大村恵実 日本弁護士連合会元国際人権問題委員会委員長)

- 行動計画の成果として、上場企業では、行動計画や改訂版コーポレート・ガバナンス・コードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスを実施する企業が増加。他方、救済メカニズムの構築については、企業の取組事例は少ない。個社の努力に委ねるだけでは足りず、ガイダンスの作成が必要。企業が救済に取り組むためにも、(人権条約の)個人通報制度や国内人権機関といった仕組みも検討頂きたい。

- 関係府省庁の取組については、単に行動計画に記載した既存の取組についての説明に留まるものもあり、取組状況にばらつきがあった点が残念。指導原則においては、国家が人権を保護する義務として、国際基準に即した法改正を含む施策を取ることが求められている。
- 人権デュー・ディリジェンスと情報開示について、金融庁の気候関連情報開示措置のように、ESGの要素の中では「環境(Environment)」が先行し、人権に関する取組は遅れている。経済産業省のポータルサイトでの、国際機関や日本の業界団体のガイドライン等の紹介、繊維業界でのガイドライン作成に関する検討の開始を歓迎。また、非財務情報開示に関する検討会が発足したことで、「社会(Social)」の要素に関する人権リスクについて各企業が自主的に情報開示することが期待される。他方、企業の取組上の優先度を下げないために、行動計画の見直しの枠組みで、法制化を含む情報開示のあり方について議論することを要望する。
- 行動計画の見直し過程で、次の3つについて明らかにしていただきたい。①ステークホルダーから提出した共通要請事項の検討状況、②中小企業の人権デュー・ディリジェンス導入を支援する取組の検討状況、及び③救済メカニズムの構築に関する課題の分析状況。
- 手続面では、オンラインのオブザーバー参加枠の拡大や、各構成員所属団体における意見の集約確保の観点から、会合資料の早期の事前配付をお願いしたい。

(河野康子 (一財)日本消費者協会理事)

- 「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の取組について、更なるエールを送りたい。
- 「ビジネスと人権」という観点はこれまで消費者の間では浸透していなかったが、SDGsの高まりや、新疆ウイグル自治区やミャンマーにおける企業活動に関する報道、国内の外国人技能実習生に関する問題提起等により、消費行動の見直しの機運が高まった。特に若い世代は、インターネットで各企業のビジネスの背景について情報を収集し、行動に移していく、エシカルな行動変容が見られる。
- 本円卓会議を、行動計画の取組状況に関する定期的な見直しの場合及び啓発活動の場としての活用を期待。外務省のビジネスと人権の啓発動画の内容は分かり易い。ただ、再生数が低調なのは残念。また、コロナ禍においてパンフレットの活用場面が限られている。円卓会議を起点に周知活動の一層の活発化を期待。
- 改訂コーポレート・ガバナンス・コードには、人権尊重への積極的関与の必要性が明示。欧州では人権デュー・ディリジェンス義務付けの法制化も進行。国内でも一部の大手企業では人権方針や活動の公表も進んでいる。このような企業行動を消費者も認知していくことが重要。
- オリパラ組織委員会で露呈した人権課題を含め、人権問題に対して、どう関わっ

ているのかという社会認識の変容の必要性を痛感。また、新型コロナウイルス感染症拡大の中で被った甚大な経済的損害を回復していくための特効薬として、取組の不足を指摘するだけでなく、先進的な取組を国内外に発信し、人権の尊重に関する取組を役立てていくべき。

(高崎真一 国際労働機関(ILO)駐日代表)

- 「ビジネスと人権」をめぐる世界の状況は日々刻々と変化している。欧米諸国における企業の人権尊重責任に関する措置の義務付け、主要国によるデュー・ディリジェンスのガイドライン発表など、企業取組の促進が期待されている。
- こういった状況を踏まえると、円卓会議が年2回程度の開催とアドホックな作業部会の開催にとどまるのであれば、臨機応変に対処することは極めて困難。定期的な作業部会の開催を含めて、機動性と柔軟性に富んだ仕組みの構築なしに、昨今の状況の変化への対応は難しい。議論では、ステークホルダーが提示した共通要請事項についても可能なものから検討いただきたい。
- 「ビジネスと人権」に関する日本の先進的な取組、海外サプライチェーンにおける建設的労使関係の構築や現地労働者への技能移転を通じたエンプロイアビリティ(雇用可能性)の向上など、企業が中心となって取り組んでいるものもある。そういう取組の積極的な発信こそ、企業の国際競争力向上につながると思う。
- ILO駐日事務所は、日本繊維産業連盟と共同する形で業界ガイドラインを今後1年くらいかけて策定していく。リソースの問題はあるが他業界から要望があれば対応をしていきたい。

(二宮雅也 (一社)日本経済団体連合会 審議員会副議長 企業行動・SDGs委員長／損害保険ジャパン(株)取締役会長)

- 企業の人権尊重責任は、宣言から実践の時期に入っている。企業は、国際競争力の確保及び向上のために危機感を持って対応すべき。行動計画策定を契機に、企業の認識は高まっているが、昨年経団連が実施した調査では、指導原則に基づき取り組んでいる企業は、回答企業の3割だった。経団連では、企業による自主的な取組を促すべく、企業行動憲章の人権に関する記述を充実させ、ガイダンスを作成する予定。その検討過程では、ステークホルダーとも意見交換していきたい。
- 企業が自主的な取組を進めていくためには環境整備が重要。政府には、行動計画の周知を含む啓発活動の一層の推進及び中小企業への支援の拡充を要望。
- 国際問題となっている人権問題は、グローバル・サプライチェーンの末端で起きているか、今後起きる可能性があるもの。企業として、サプライチェーンの末端まで配慮することが重要である一方、一企業の努力に委ねるのは困難。企業活動

が現地の人権侵害を助長するおそれがある場合、企業がその地域から撤退すべきか判断することは難しい。現地の情報収集に加え、現地政府との外交交渉等を通じ、人権侵害が発生しやすい国のキャパシティ・ビルディングにも取り組んで頂きたい。

- 「ビジネスと人権」がカバーする人権の範囲は広範であり、かつ人権リスクが多層的であることに留意が必要。画一的な人権デュー・ディリジェンスを導入しても、イノベティブな課題解決や国際競争力の向上につながらない。SDGsの基本理念である、誰一人取り残さない人間中心の社会の実現に向けて、人権侵害から世界の人々をどのように救済していくのか、人間の安全保障をどう確保していくのかという根本的な課題について、政府を含めたステークホルダーによる課題解決型の対話と連携が一層深まるような場として円卓会議の検討に取り組んで頂きたい。

(濱本正太郎 京都大学大学院法学研究科教授)

- 行動計画の策定後の関係府省庁が取り組んできた事について理解したものの、なぜそれらについてまず取り組むことにしたのかにつき説明があればより良かった。更に、今後の課題に取り組むに当たって、優先課題の選別基準及びそのスケジュールをまず確立し、根拠を持って課題に取り組むことが望ましい。例えば、行動計画においては、「国際的に確立した人権基準の尊重」や「国際的に認められた人権」や「国際的なスタンダード」が言及されているので、それらの基準に沿った実施が求められていると考える。
- 行動計画の評価については、早急に議論を開始することが望ましい。
- (「第2章行動計画 2. 分野別行動計画 (1)横断的事項 ア. 労働(ディーセント・ワークの促進等)」に関して)政府からは、企業に対し、労働基準について周知啓発する取組を中心に議論されているが、政府としてもその行動主体として、ディーセント・ワークを実践していくべき。
- ILO基本条約の実現に関しては、本年1月にEUと韓国の経済連携協定(EPA)専門家パネルで、斬新な判断が示され、韓国に多大な影響を与えた。日EUのEPAでも、類似の条文や履行システムが置かれていることから、その動向に注視し、また日本政府としてどのように理解していくべきか見解をお伺いできれば幸い。
- 行動計画の見直しプロセスでの作業部会の場合においても国際法研究者の知見を活用すべく、構成員の拡充を検討して頂ければ幸い。

(広浜泰久 中小企業家同友会全国協議会会長)

- 全国の47都道府県に事務所があり、4万5000名の会員を抱える中小企業家同友会の活動を代表して、行動計画の実施プロセスに参加することとなり、感謝。

ディーセント・ワークの推進を中心に「ビジネスと人権」に関して関心が高い。

- (行動計画第2章2(3)イに関して)「中小企業の声も聞きながら」との記述があり、同会を積極的に活用して頂きたい。中小企業への周知啓発活動に関して、人権方針や人権デュー・ディリジェンスの導入について認識されていない。今後どのように現状を評価し、取り組んでいくべきかという共通認識が広まるのか注視する。
- (同じく行動計画第2章2(3)イに関して)取引条件・取引慣行改善に関わる施策の推進を歓迎している。過去には、残業を強制するような条件を強いるような取引があったため、今後もこれらの施策と実施については注視していきたい。
- 「ビジネスと人権」という観点の広がりや、普段の取引で実感している。労働者の健康被害に関わるような労働状況や取引の改善に関して、顧客へ働きかける機会があるが、一蹴されるというような事態は起きていない。今後社会全体により一層の良い影響があることを期待。

(若林秀樹 ビジネスと人権市民社会プラットフォーム代表幹事)

- 「ビジネスと人権」について、関係府省庁の周知等により、広がってきている。一方で、周知活動や自主的な取組だけではなかなか進まない。取組のスピードを一層加速すべき。政府として強力なリーダーシップを発揮してほしい。
- 行動計画実施の要望として、既存の取組による現状の評価、人権への負の影響の特定とギャップ分析を行うべき。また、ステークホルダーと意味のある協議を行い、包摂性と透明性のある見直しプロセスを確保してほしい。
- (第2章2(4)に関して)パリ原則に適合した国内人権機関を設置するべき。
- (第3章に関して)人権デュー・ディリジェンス導入促進のため、評価指標を作成し、人権デュー・ディリジェンスの実施状況の把握等によるフォローアップを行うべき。また、人権デュー・ディリジェンスの法制化を念頭に置いて準備を進めていくべき。
- 投資家と協力し、企業の人権デュー・ディリジェンスを評価するモニタリングといった更なる取組の強化を進めていきたい。

(富山未来仁 外務省総合外交政策局人権人道課長)

- 有馬構成員、二宮構成員から御指摘頂いた国際場裡や二国間での政府としての働きかけについては、人権理事会等のマルチ外交の場での対応に加え、「対話」と「協力」を柱に相手国の人権状況の改善に努めている。今後も、そのような外交努力、企業への情報提供が重要との考えの下、取り組んでいきたい。
- 荒井構成員、河野構成員、高崎構成員から御指摘頂いたように、一部、日本には他の参考となる先進的な取組を行っているところもある。そういった点についての国内外の発信については、作成を進めている事例集なども活用したい。
- 今後取り組むべき事項の検討については、有馬構成員、大村構成員、瀨本構成

員より御指摘頂いた。まずは、作業部会で、企業の人権デュー・ディリジェンスの導入状況の確認や、企業が必要としている情報の確認、持続可能な形での行動計画のフォローアップの確認の検討を始めていきたい。

- 行動計画の策定過程で提示された共通要請事項について、行動計画の見直しとその前提となる進捗状況の確認の文脈において、今後議論させて頂くことになると思う。
- 企業向けガイダンスの作成に関しては、二宮構成員からは、企業行動憲章のガイダンスの作成について、経済産業省からは一部の業界でガイダンスの作成が進んでいると報告があったが、そういった各団体における取組が進んでいることが注目される。
- 個人通報制度や国内人権機関の設立に関しては、大村構成員から御指摘頂いた。個人通報制度については、我が国の司法制度、確立した判決との関係や今後の立法政策との関係などの問題の有無や実施体制等の検討課題があり、これらについて、真剣に検討しているところ。
- 大村構成員から御指摘頂いた行動計画の実施過程におけるオブザーバーの拡充については、技術的な判断も踏まえ、検討したい。
- 河野構成員から御指摘頂いた外務省HP上のビジネスと人権に関するポータルサイトや広報動画、パンフレットの活用については、今後様々な機会を捉えて周知啓発に取り組んでいきたい。皆様にも是非御協力頂ければ幸い。
- ディーセント・ワークの促進に関しては、濱本構成員から頂いた御指摘を踏まえて、政府内でもしっかり取り組んでいきたい。
- 広浜構成員から御指摘頂いた中小企業への支援に関しては、まさに今回初めて円卓会議に中小企業の代表として御参加頂いたところ、中小企業特有のお悩みなど、今後お声をお聞かせいただきたい。
- 若林構成員から御指摘があったリーダーシップを発揮し、スピードアップしていく点については、そういった心構えで取り組んでいきたい。

(平嶋壮州 厚生労働省大臣官房国際課国際企画・戦略官)

- ILO第105号条約については、今後は外務省を中心に条約の批准手続を進めることになる。厚労省としては、関係府省庁と連携して取り組んでいきたい。
- ILO第111号条約に関しては、国内法制との整合性について検討すべき点が残っているため、引き続き検討していきたい。

(門寛子 経済産業省通商政策局通商戦略室長(併)国際経済課ビジネス・人権政策調整室長)

- 繊維産業におけるガイドライン作成について、取組を推進していきたい。

- 広浜構成員御指摘の中小企業への周知啓発に関しては、大企業のみならず、海外と取引のある中小企業にも意見を聴取している。大村構成員からコメントのあった中小企業における取組の支援については、中小企業庁とも今後のあり方について議論している。秋以降、経産省地方局等と連携して中小企業に特化した周知啓発に取り組んでいく。

### 3. 閉会挨拶

(赤堀毅 外務省総合外交政策局審議官(大使))

- 今次会合で頂いた御意見も踏まえ、円卓会議の下に円卓会議作業部会を立ち上げ、行動計画の実施状況のフォローアップについて意見交換をしていきたい。
- 次回の円卓会議では、行動計画の1年目の実施状況の報告・意見交換を考慮しており、年度内の開催目指して、取り組んでいく。
- 日本の取組を国内外に発信するとともに、「ビジネスと人権」について幅広く理解頂けるよう、関係者で連携して、企業に積極的に働きかけていきたい。

(了)

第1回「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」

出席者一覧

ステークホルダー	
氏名	所属・役職
相原 康伸	日本労働組合総連合会事務局長
荒井 勝	NPO法人日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)会長 Federated Hermes EOS上級顧問
有馬 利男	(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事
大村 恵実	日本弁護士連合会元国際人権問題委員会委員長
河野 康子	(一財)日本消費者協会理事
高崎 真一	国際労働機関(ILO)駐日代表
濱本 正太郎	京都大学大学院法学研究科教授
広浜 泰久	中小企業家同友会全国協議会会長
二宮 雅也	(一社)日本経済団体連合会審議員会副議長／企業行動・SDGs 委員長 損害保険ジャパン(株)取締役会長
若林 秀樹	ビジネスと人権市民社会プラットフォーム代表幹事

参加府省庁
内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局企画調整担当
内閣府大臣官房企画調整課長
警察庁長官官房参事官(国際・総合調整担当)
金融庁総合政策局総務課総括管理官
消費者庁参事官(調査研究・国際担当)
復興庁復興特区班参事官
総務省大臣官房総務課参事官
法務省大臣官房国際課付
外務省総合外交政策局審議官(大使)(議長)
外務省総合外交政策局人権人道課長(司会進行)
外務省経済局経済協力開発機構室首席事務官
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省大臣官房国際課教育改革調整官
厚生労働省大臣官房国際課国際企画・戦略官
農林水産省輸出・国際局国際戦略グループ長(参事官)
経済産業省通商政策局通商戦略室長(併)国際経済課ビジネス・人権政策調整室長
国土交通省総合政策局国際政策課国際交通戦略官
環境省地球環境局国際連携課長補佐
防衛装備庁調達管理部調達企画課長

政府関係機関
(独)国際協力機構ガバナンス・平和構築部法・司法チーム参事役

(了)

ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議第1回会合  
配布資料一覧

- (資料1) 議事次第
- (資料2) 出席者名簿
- (資料3) 「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」開催要綱
- (資料4) 「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)推進の枠組
- (資料5) 「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知活動
- (資料6) 経済産業省の取組紹介